

彩の国環境保全交付金交付要綱

昭和50年12月11日決裁

(目的)

第1 この要綱は、埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）の規定に基づく知事の権限に属する事務のうち、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）第2条の規定により市町村が処理することとされた事務に関して、市町村に対し、彩の国環境保全交付金（以下「交付金」という。）を交付し、環境保全行政の円滑な推進を図ることを目的とする。

(交付金)

第2 知事は、市町村長に対し、処理することとされた事務の執行に要する経費について毎年度の予算の範囲内において、交付金を交付するものとする。

(事業報告書の提出)

第3 第1の事務を処理した市町村長は、様式第1号の事業報告書を毎年5月31日（次項において「提出日」という。）までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書に係る報告の対象となる期間は、提出日の属する年の前年の4月1日から当該年の3月31日まで（提出日の属する年の前年度）とする。

(交付金の決定)

第4 知事は、第3の事業報告書を受領したときは、公害防止組織整備状況調査及び埼玉県生活環境保全条例施行状況調査の結果に基づき別に定める算定方法により交付金額の決定をし、当該市町村長に対し、様式第2号の交付決定通知書により通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をするにあたり条件を付することができる。

(取消し及び返還)

第5 知事は、市町村長がこの要綱の趣旨に違反して交付金の交付を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 当該市町村長は、前項の取消しを受けたときは、交付金の全部又は一部の額について知事に返還しなければならない。

(関係書類の整理保管)

第6 市町村長は、処理事務に係る関係書類を整理し、当該年度終了の日から5年間保管するものとする。

(資料の提出等)

第7 知事は、必要があると認めるときは、事業報告書に係る資料の提出及び説明を求めることができる。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和50年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和52年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月27日から施行する。

(様式第1号)

年度彩の国環境保全事務事業報告書

第 号
年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

市町村長名 _____

彩の国環境保全交付金交付要綱第3の規定に基づき、別紙のとおり報告いたします。

(様式第2号)

年度彩の国環境保全交付金交付決定通知書

第 号
年 月 日

各市町村長 様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号をもって報告の
あった彩の国環境保全事務事業報告については、彩の国環境保全交付金交付
要綱第4の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知
します。

記

交付額 金 _____ 円

内 訳

基礎事務費 _____ 円

規制事務費 _____ 円

別紙

市町村名 _____

処理事務の有無 有 ・ 無

交付金交付希望の有無 有 ・ 無

担 当

所属 _____ 部 _____ 課 _____ 係 _____

氏名 _____ 職名 _____

電話 _____ 内線 _____

FAX _____

交付金交付口座

_____ 銀行 _____ 支店

普通 ・ 当座 ・ その他 _____ 口座番号 _____

債権者登録番号 _____